

小平市中規模小売店舗の立地に係る 生活環境の保持に関する要綱の 手 引 き



小平市地域振興部

産業振興課商工担当

〒187-8701

小平市小川町2-1333

TEL 042-346-9534

も く じ

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 届出の対象 | 1 |
| 3 | 手続きの流れ | 4 |
| 4 | 届出等の手続き | 5 |
| 4-1 | 新設の届出 | 5 |
| 4-2 | 新設後の内容の変更（既存店を含む） | 6 |
| 4-3 | 説明会の開催・報告 | 6 |
| 4-4 | 市との協議 | 7 |
| 5 | 小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱 | 8 |
| 6 | 様式 | 11 |
| | ■中規模小売店舗の新設届出書（別記様式第1号） | 12 |
| | ■別表（第3条関係） | 14 |
| | ■中規模小売店舗変更届出書（別記様式第2号） | 15 |
| | ■中規模小売店舗説明会報告書（別記様式第3号） | 16 |
| 7 | 作成例 | 17 |
| | ■中規模小売店舗の新設届出書の作成例 | 18 |
| | ■別表（第3条関係）の作成例 | 21 |
| | ■説明会周知チラシの作成例 | 24 |
| | ■中規模小売店舗説明会報告書の作成例 | 25 |

1 はじめに

平成12年6月1日に施行された大規模小売店舗立地法(以下、立地法)は、店舗面積1000㎡を超える大規模小売店舗の立地に伴う周辺生活環境について設置者が配慮すべき事項を定めたものです。

しかし、小平市における住宅状況や道路・交通実態を考慮すると500㎡を超えて1000㎡以下の店舗であっても、周辺の駐車・駐輪・交通渋滞・騒音など環境に及ぼす影響が懸念されます。

そのため、小平市では500㎡を超えて1000㎡以下の小売店舗を「中規模小売店舗」と位置付け新設等を行う場合の手続きを定める「小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱」(以下、小平市要綱)を制定しています。

この要綱は出店予定地の近隣住民の方々との生活環境に関する紛争を未然に防ぎ十分理解が得られるよう説明会の開催や必要に応じてまちづくり等について市と協議をしていただくことを主な目的としております。

対象となる店舗の設置者並びに関係者の皆様のご理解とご協力により、良好な近隣関係を保ち、地域の生活環境の保持が図られることをお願いいたします。

2 届出の対象

小売業を行い、店舗面積^{注(1)}が500㎡超～1,000㎡以下となる小売店舗(中規模小売店舗)で、次の①～④となる店舗。

- ① 建物を建設し、店舗を新設する場合
- ② 店舗面積を変更し、500㎡を超える場合
- ③ 既存の建物全部または一部の用途を変更することにより小売店舗となり、店舗面積が500㎡を超える場合
- ④ 施設の位置・配置や、施設の運営方法などを変更する場合

※既存店舗も対象となります。

注(1)【「店舗面積」の範囲】

大店立地法第2条第1項に規定する小売業（飲食業を除き、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積に準じます。

①店舗面積に含まれる部分

| 部 分 名 | 定 義 |
|--|---|
| (1)売 場 | 直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。 |
| (2)ショーウインド | ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。 |
| (3)ショールーム等 | ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。 |
| (4)サービス施設 | 手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。 |
| (5)物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分 | カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。 |

②店舗面積に含まない部分

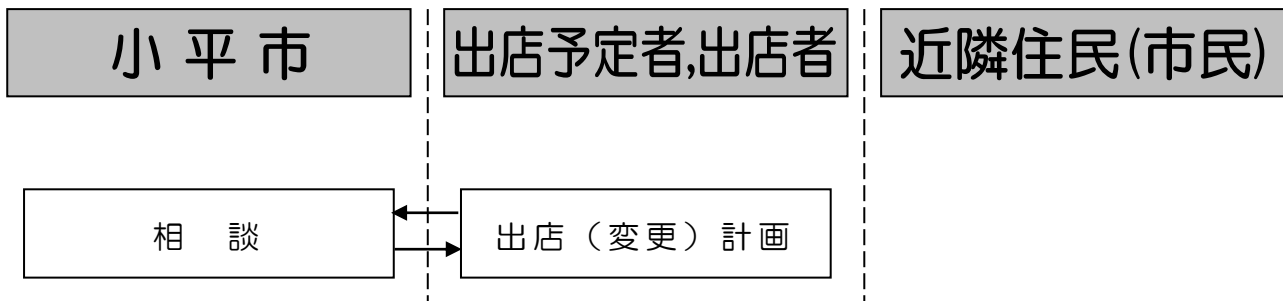
| 部 分 名 | 定 義 |
|------------|--|
| (1)階 段 | 上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| (2)エスカレーター | エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。 |

| 部 分 名 | 定 義 |
|----------------|---|
| (3)エレベーター | エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| (4)売場間通路及び連絡通路 | 壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。 |
| (5)文化催場 | 展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (6)休憩室 | 客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (7)公衆電話室 | 公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (8)便 所 | 便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。 |
| (9)外商事務室等 | 外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (10)事務室・荷扱い所 | 事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (11)食堂等 | 食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。 |
| (12)塔 屋 | エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。 |
| (13)屋上 | 塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。 |
| (14)はね出し下、軒下等 | 建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。 |

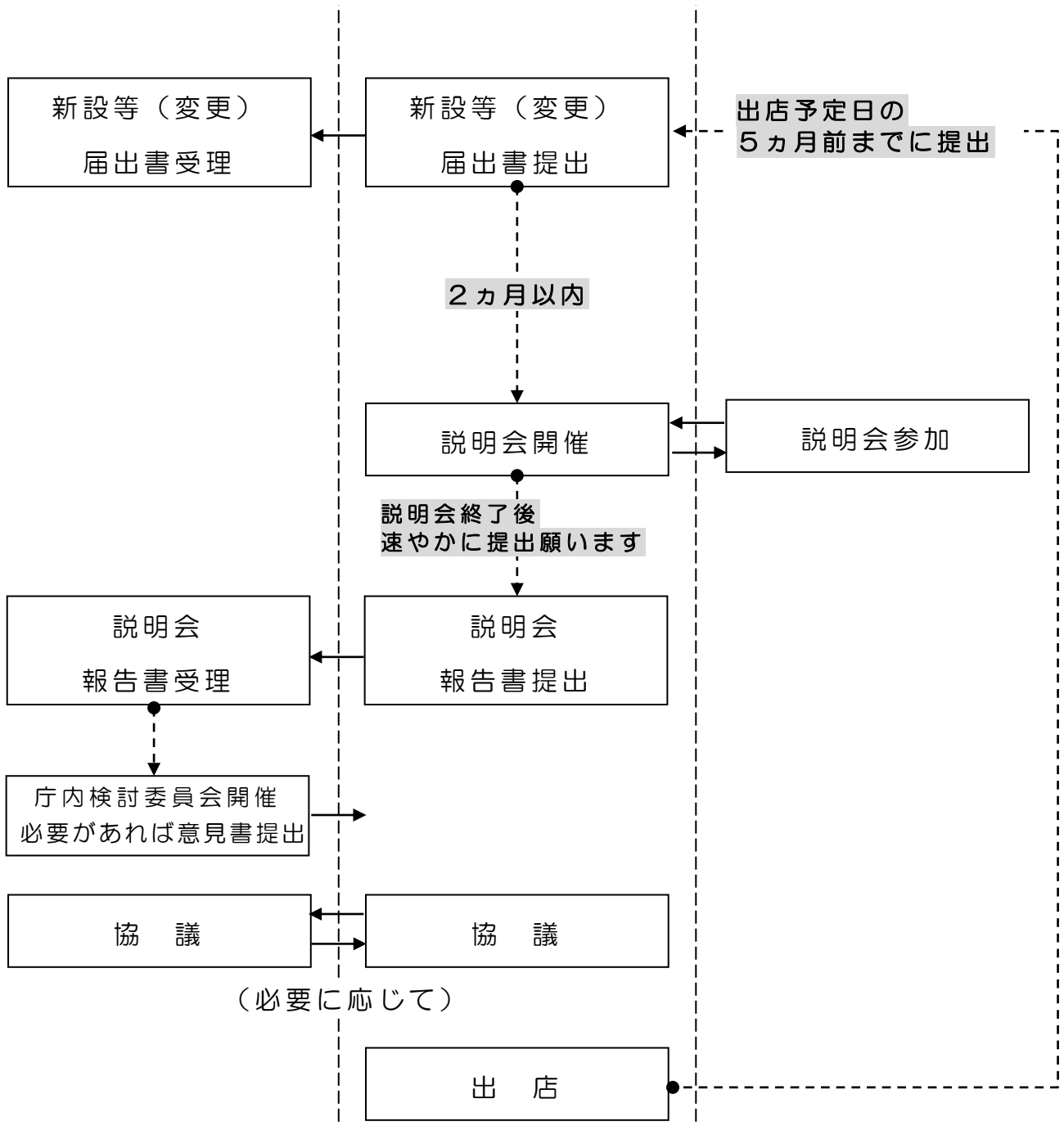
※間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

3 手続きの流れ



事前相談があった場合、手続き方法等説明いたします。



4 届出等の手続き

4-1 新設の届出

新設の届出を行う出店予定者は、下記のとおり市（産業振興課）にご提出をお願いします。

| | |
|------|---|
| 届出書 | 中規模小売店舗の新設届出書（別記様式第1号） |
| 届出時期 | 新設する日の5ヵ月前まで |
| 提出部数 | 10部（原本1部 副本9部） |
| 届出内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 中規模小売店舗の名称及び所在地 2 設置する者（中規模小売店舗において小売業を行う者）の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 3 新設をする日 4 店舗面積の合計 5 営業を行う小売業の種類 6 施設の配置に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐車場の位置及び収容台数 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び保管容量 7 施設の運営方法に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開店時刻及び閉店時刻 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |
| 添付書類 | <p>下記の別表の書類を作成し、添付してください。 （作成例を参考に作成してください。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人にあっては、その登記簿の謄本。個人にあってはその住民票の写し 2 主として販売する物品の種類を記載した書類 （既存店舗がある場合は、その店舗のチラシでも可） 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項を記載した書類 5 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法を記載した書類 6 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯を記載した書類 7 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 8 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面 |

4-2 新設後の内容の変更（既存店を含む）

既に設置している店舗の変更を行う出店者は、下記のうち変更内容に関連する書類を添えて、市（産業振興課）にご提出をお願いします。

| | |
|------|--|
| 届出書 | 中規模小売店舗変更届出書（別記様式第2号） |
| 届出期 | 下記の3～6については、変更をする日の5ヵ月前まで 3 新設をする日 4 店舗面積の合計 5 営業を行う小売業の種類 6 施設の配置に関する事項 下記の7は、変更前までに 7 施設の運営方法に関する事項 |
| 提出数 | 10部（原本1部 副本9部） |
| 届出内容 | 1 中規模小売店舗の名称及び所在地 2 変更する事項 3 変更年月日 4 変更する理由 |
| 添付書類 | 下記の書類の内、 変更する事項に該当する部分 1 法人にあっては、その登記簿の謄本。個人にあってはその住民票の写し 2 主として販売する物品の種類を記載した書類 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項を記載した書類 5 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法を記載した書類 6 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯を記載した書類 7 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 8 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面 |

4-3 説明会の開催・報告

① 開催

出店予定者・出店者は、4-1・2の届出書（新設・変更の届出書）を提出した日から2ヵ月以内に、近隣住民※₁に対し出店もしくは変更に関する説明会を開催し、届出事項について周知するとともに、当該出店に関し十分に理解を得られるよう努

めてください。

また、事前に開催日時、開催場所※₂及び内容について市に報告してください。

説明会の開催日時、場所等の周知は近隣住民に可能な限り行き届くように各戸配布その他の方法により行ってください。

ただし、市が周辺地域の生活環境に与える影響が少ない※₃と認めるときは、当該出店地の敷地内の見やすい場所に、届出事項及び添付書類の要旨を掲示することで、説明会の開催にかえることもできます。

※1 「近隣住民」とは、新設予定地からの距離が概ね半径100mの区域内に住んでいる居住者・事業者・在勤者・在学者をさします。

※2 開催場所は、店舗の所在地の周辺施設において行ってください。

※3 影響が少ないと認められる事例：店舗の名称や代表者の変更など

② 報告

説明会終了後、中規模小売店舗説明会報告書（別記様式第3号）を速やかに市（産業振興課）に提出してください。

| | |
|-------|--|
| 届出書 | 中規模小売店舗説明会報告書（別記様式第3号） |
| 提出時期 | 説明会終了後、速やかに |
| 提出部数 | 10部（原本1部 副本9部） |
| 報告書内容 | 1 中規模小売店舗の名称及び所在地 2 説明会を開催した日 3 開催場所 4 出席者数 5 説明会の内容（議事録） |
| 添付書類 | 1 説明会開催時に配布した資料 2 説明会出席者名簿 3 説明会開催を通知した文書（チラシ等） 4 チラシ等の配布エリア図 |

4-4 市との協議

説明会や近隣住民・市民の意見等により、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがあると予測される場合は、市と出店予定者・出店者により協議をさせていただくことがありますのでご協力ください。

平成12年12月1日
事務執行規程

(目的)

第1条 この要綱は、小平市における中規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、中規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この要綱において「中規模小売店舗」とは、一の建物(次に掲げる建物を含む。)であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものをいう。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物
- (3) 一の建物(前2号に掲げるものを含む。)とその附属建物を合わせたもの

(中規模小売店舗の新設等に関する届出)

第3条 中規模小売店舗の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)をする者(小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、中規模小売店舗の新設届出書(別記様式第1号)により、中規模小売店舗の新設をする日の5月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。この場合において、その者が2人以上であるときは、これらの者の全部又は一部が共同して同項の規定による届出をすることができる。

- (1) 中規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 中規模小売店舗を設置する者及び当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 中規模小売店舗の新設をする日
- (4) 中規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (5) 中規模小売店舗内において営業を行う小売業の種類
- (6) 中規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、次に掲げるもの
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置及び床面積
 - エ 廃棄物の保管施設の位置及び保管容量
- (7) 中規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

- ア 小売店舗の開店時刻及び閉店時刻
- イ 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 2 前項の規定による届出には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による届出があった中規模小売店舗について、当該届出に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があったときは、当該中規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、中規模小売店舗変更届出書(別記様式第2号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による届出があった中規模小売店舗について、当該中規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは当該変更をする日の5月前までに、同項第7号に掲げる事項の変更があるときはあらかじめ、それぞれ中規模小売店舗変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

(説明会の開催等)

- 第4条 前条第1項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から2月以内に、当該届出に係る中規模小売店舗の近隣住民(当該中規模小売店舗の敷地からの距離が100メートルの区域内(以下「特定区域」という。)に住所、事務所若しくは事業所を有し、特定区域に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は特定区域に存する学校に在学する者をいう。)に当該届出の内容を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催し、当該近隣住民の十分な理解を得られるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催した者は、中規模小売店舗説明会報告書(別記様式第3号)により、当該説明会の開催後速やかに市長に報告しなければならない。

(協議)

- 第5条 市長は、第3条第1項又は第4項の規定による届出及び前条第2項の規定による報告の内容が、当該届出及び報告に係る中規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるものと認めるときは、当該事態の改善又は是正について、当該届出をした者と協議するものとする。

(設置者の責務)

- 第6条 第3条第1項又は第4項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その中規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該中規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。
- 2 中規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(市内連絡会議の設置)

- 第7条 市長は、別に定めるところにより検討委員会を設置し、中規模小売店舗の立地に関する事項を検討させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 法人にあつては、その登記簿の謄本。個人にあつてはその住民票の写し
- 2 主として販売する物品の種類を記載した書類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項を記載した書類
- 5 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法を記載した書類
- 6 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯を記載した書類
- 7 遮音壁を設置する場合にあつては、その位置及び高さを示す図面
- 8 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあつては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面

6 様 式

- 中規模小売店舗の新設届出書（別記様式第1号）
- 別表（第3条関係）
- 中規模小売店舗変更届出書（別記様式第2号）
- 中規模小売店舗説明会報告書（別記様式第3号）

※様式は小平市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.html>

トップページ > 暮らしのガイド > 市政情報 >

事業者向け > 申請・手続き > 中規模小売店舗の出店

中規模小売店舗の新設届出書

年 月 日

小平市長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
担当者氏名及び電話番号

中規模小売店舗の新設をするので、小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
- 2 設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名及び住所
 - ・ 氏名又は名称
 - ・ 代表者氏名
 - ・ 住所
- 3 新設をする日
年 月 日
- 4 店舗面積の合計 m^2
- 5 営業を行う小売業の種類
- 6 施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 位置 別紙図面のとおり
 - ・ 収容台数 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 位置 別紙図面のとおり
 - ・ 収容台数 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・ 位置 別紙図面のとおり
 - ・ 面積 m^2
 - (4) 廃棄物の保管施設の位置及び保管容量

- ・ 位置 別紙図面のとおり
- ・ 容量 m^3

7 施設の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

- ・ 開店時刻
- ・ 閉店時刻

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 時から 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 出入口数 箇所
- ・ 位置 別紙図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯

- ・ 時から 時まで

別表(第3条関係)

- 1 法人にあっては、その登記簿の謄本。個人にあってはその住民票の写し
- 2 主として販売する物品の種類を記載した書類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項を記載した書類
- 5 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法を記載した書類
- 6 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯を記載した書類
- 7 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 8 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面

中規模小売店舗変更届出書

年 月 日

小平市長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
担当者氏名及び電話番号

下記のとおり、届出事項について変更するので、小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱第3条第(3・4)項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
- 2 変更する事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更年月日
年 月 日
- 4 変更する理由

中規模小売店舗説明会報告書

年 月 日

小平市長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
担当者氏名及び電話番号

下記のとおり、説明会を開催したので、小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
- 2 説明会を開催した日
年 月 日
- 3 開催場所
- 4 出席者数
- 5 説明会の内容

7▶ 作成例

- 中規模小売店舗の新設届出書の作成例
- 別表（第3条関係）の作成例
- 説明会周知チラシ作成例
- 中規模小売店舗説明会報告書の作成例

別記様式第1号(第3条関係)

中規模小売店舗の新設届出書

年 月 日

小平市長 殿

住所 ○○○○○○—○○—○○
氏名又は名称 ○○○○○○○○○○
(代表者場ある場合は代表者名) ○○ ○○
担当者氏名及び電話番号 担当 ○○ ○○
電話番号○○○○

中規模小売店舗の新設をするので、小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称 ○○○○○○○○○○
- ・所在地 ○○○○—○○—○○

2 設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名及び住所

- ・氏名又は名称 ○○ ○○
- ・代表者氏名 ○○ ○○
- ・住所 ○○○○—○○—○○

3 新設をする日

○○年○○月○○日

4 店舗面積の合計 ○○○ m²

5 営業を行う小売業の種類

○○○○○○○○○

6 施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- ・位置 別紙図面p.○のとおり
- ・収容台数 ○○台

※大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針にあてはめた場合の必要駐車台数計算式

| 事項等 | | 各事項算出のための計算式等 |
|----------------------|------------|--|
| 地区の区分 | 商業地区・その他地区 | (用途地域：_____) |
| S:店舗面積 | 千㎡ | _____㎡×0.001 |
| A:店舗面積あたり 日來客数原単位 | 人/千㎡ | 1,100 - 30×S |
| B:ピーク率 | 0.144 | ピーク率：14.4% |
| L:駅からの距離 | m | (駅名：_____) |
| C:自動車分担率 | | 商業地区： 【L<300】→(37.5+0.075×L) ×0.01 【L≥300】→60×0.01 |
| | | その他地区：70×0.01 |
| D:平均乗車人員 | 2.0人/台 | |
| E:平均駐車時間係数 | | (30+5.5×S)÷60 |
| 必要駐車台数 | 台 | A×S×B×C÷D×E |

※指針による計算式によらない場合

| | |
|------------|--------|
| 必要駐車台数 | _____台 |
| 必要駐車台数算出根拠 | |
| | |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・位置 別紙図面p.○のとおり
- ・収容台数 ○○台

| | |
|--|--------|
| 必要駐輪台数 | _____台 |
| 必要駐輪台数算出根拠 | |
| <p>例) 小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則 別表第8(第27条関係)により延床面積20平方メートルごとに1台 ○○○㎡÷20㎡=○○台</p> | |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・位置 別紙図面p.○のとおり
- ・面積 ○○㎡

(4) 廃棄物の保管施設の位置及び保管容量

- ・位置 別紙図面p.○のとおり
- ・容量 ○○㎡

※大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針にあてはめた場合の廃棄物等の排出量等の予測

| 廃棄物等種別 | S:店舗面積(千㎡) | A:1日当たり廃棄物排出量(t) | B:平均保管日数 | C:見かけ比重(t/㎡) | 排出予測量A×B÷C |
|-------------|------------|------------------|----------|--------------|------------|
| 紙製廃棄物等 | 千㎡ | 0.208×S | 日 | 0.10 | ㎡ |
| 金属製廃棄物等 | 千㎡ | 0.007×S | 日 | 0.10~0.15 | ㎡ |
| ガラス製廃棄物等 | 千㎡ | 0.006×S | 日 | 0.10~0.30 | ㎡ |
| プラスチック製廃棄物等 | 千㎡ | 0.020×S | 日 | 0.01~0.04 | ㎡ |
| 生ごみ等 | 千㎡ | 0.169×S | 日 | 0.55 | ㎡ |
| その他の可燃性廃棄物等 | 千㎡ | 0.054×S | 日 | 0.38 | ㎡ |
| 合 計 | | | | | ㎡ |

7 施設の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

- ・開店時刻：○○時○○分
- ・閉店時刻：○○時○○分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ ○○時から ○○時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・出入口数 ○か所
- ・位置 別紙図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯

- ・ ○○時から ○○時まで

別表（第3条関係）

- 1 法人にあっては、その登記簿の謄本。個人にあってはその住民票の写し
- 2 主として販売する物品の種類を記載した書類
※既存類似店舗のチラシ等でも可
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
 - ①建物位置図：建物の位置および周辺の幹線道路等の状況がわかる図面
 - ②建物配置図：店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場、駐輪場、荷捌き施設等の配置がわかる図面
 - ③各階平面図：各小売業者または業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図
- 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項を記載した書類

①駐車場の自動車の出入口の形式

出入口についての駐車場法等に基づく構造及び設備の基準の適用

| | | | |
|-------|-----|------|--|
| 適用の有無 | 有・無 | 適用基準 | |
| 遵守状況 | | | |
| 配慮状況 | | | |

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場No. (図面に記載の番号) | 出入口の数 | 位 置 |
|----------------------|---------------------------------------|---------------------|
| No.○ | 出口 ○ヶ所 入口 ○ヶ所 出入口 ○ヶ所 | 建物○側(p.○別添○○図上No.○) |
| 合計 | 出口 ○ヶ所 入口 ○ヶ所 出入口 ○ヶ所 合計 ○ヶ所 | / |

- 5 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法を記載した書類

①周辺案内図に来客の自動車の案内経路を表示した図面
 (p.○～p.○別添○○図)

②経路等を来客者に知らせる方法

| 項目 | 具体的な内容 |
|------------------|-----------------|
| 案内表示の設置 (看板等) | (設置場所・内容等) |
| チラシ等の配布 | (配布方法・内容等) |
| 交通整理員の配置 | (配置場所・人数・配置日時等) |
| その他 | |

※交通整理員の配置については、平常時及び繁忙期に分け、対応を詳しく記載してください。

※別添 p.○『周辺案内図』に、看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所を記載してください。

※交通整理員を配置しない場合は、上記の記載は不要です。

6 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯を記載した書類

| 搬出入車両の車種 ・大きさ | 搬出入時間帯 | 搬出入 車両数 | 平均的な荷さばき 処理時間 |
|------------------|-----------|------------|------------------|
| ○○t 車 | ○時○分～○時○分 | 台 | 分 |
| ○○t 車 | ○時○分～○時○分 | 台 | 分 |
| ○○t 車 | ○時○分～○時○分 | 台 | 分 |
| ピーク時の搬出入車両の台数 | | 台 | |

搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を記載してください。

7 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

| 遮音壁の有無 | 遮音壁の高さ | 遮音壁の厚さ | 材質・構造 | 遮音壁の位置 |
|--------|--------|--------|-------|---------------------|
| 有 ・ 無 | m | m | | (p.○別添配置図及び p.○立面図) |

※遮音壁を設置する場合は、その位置を別添配置図・平面図に記載の上、遮音壁の高さが分かるように立面図に記載してください。

※遮音壁を設置しない場合は記載不要です。

8 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあつては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

| No. | 項目 | 設置の有無 | 稼働時間帯 | 位置 |
|-----|---------|-------|-----------|---------------------|
| ○ | 冷却塔 | 有・無 | ○時○分～○時○分 | (p.○別添配置図及び p.○立面図) |
| ○ | 室外機 | 有・無 | ○時○分～○時○分 | (p.○別添配置図及び p.○立面図) |
| ○ | 送風機 | 有・無 | ○時○分～○時○分 | (p.○別添配置図及び p.○立面図) |
| ○ | その他 () | | ○時○分～○時○分 | ○時○分～○時○分 |

上記のような一覧表を作成の上、別添配置図及び立面図に位置No.○を記載してください。

〇〇〇〇〇〇〇の 新設に係る『説明会』開催のご案内

説明会開催の趣旨

拝啓、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 弊社は、この度「小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱」に基づき、〇〇〇〇〇〇の新設に関する届出をいたしました。
 つきましては、周辺の地域の皆様に届出の内容等をご理解頂くため説明会を下記のとおり開催したいと存じますので、ご多用の折大変恐縮でございますがご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬具

説明会の日時・場所

日時： _____

会場： _____

住所 _____

TEL _____

**説明会会場、及び
出店予定地の案内図**

建物設置者の概要

店舗設置者： _____

所在地： _____

届出の概要

所在地： _____

店舗の名称： _____

店舗面積： _____

営業開始日： _____

お問合せ先

□□□□□□□□□□

担当部署・担当者名

TEL 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

別記様式第3号(第4条関係)

中規模小売店舗説明会報告書

年 月 日

小平市長 殿

住所 ○○○○○○—○○—○○
氏名又は名称 ○○○○○○○○○○
(代表者場ある場合は代表者名) ○○ ○○
担当者氏名及び電話番号 担当 ○○ ○○
電話番号○○○○

下記のとおり、説明会を開催したので、小平市中規模小売店舗の立地に係る生活環境の保持に関する要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称 ○○○○○○
- ・所在地 ○○○○○○

2 説明会を開催した日

○○年○○月○○日

3 開催場所 ○○○○○○○○

4 出席者数 ○○名

5 説明会の内容

別紙参照

別記様式第3号(第4条関係)の別紙

- 1 議事の概要 (説明の内容)

- 2 説明会での意見・要望及び意見に係る設置者の応答内容 (一問一答形式)

| 説明会での意見・要望 | 意見に係る設置者の応答 |
|------------|-------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

3 その他

